

平成 26 年度 保育園(所)入所申込のご案内

津山市役所こども保健部こども課

年度途中入所申込の受付

【受 付 期 間】 入所を希望する月の前月 25 日までにお申し込みください。

【提 出 書 類】 「保育所入所申込書兼継続入所確認書」

保育料算定資料

口座振替依頼書

申込書および添付書類の様式は、津山市ホームページからもダウンロードできます。

【申込書提出先】 入所希望の保育園（所）、こども課、各支所市民生活課

入 所 要 件

（１）入所月 1 日に児童の住民票が津山市にあり、実際に住んでいること。

（２）児童の家庭が下記の要件に該当し、保育に欠けること。

昼間労働することを常態としていること。

妊娠中、または出産後間がないこと。

疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

同居の親族を常時介護していること。

震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること。

父母及び 6 5 歳未満（児童の入所月 1 日時点）の同居の祖父母について、保育に欠ける理由が必要です。
日常の家事・育児は保育に欠ける理由にはなりません。

入 所 申 込

「保育所入所申込書兼継続入所確認書」（以下、「申込書」と記載します。）

- ・裏面の申込記入例を参照のうえ不備がないように記入してください。
- ・児童の父母及び 6 5 歳未満（児童の入所月 1 日時点）の同居の祖父母について、保育に欠ける理由を証明する書類を、申込書の裏面に貼付してください。（添付書類については次頁参照）

保育料算定用資料

- ・給与払いを受けている方→「平成 25 年分源泉徴収票の写し」
- ・税務署等で確定申告をされた方→「平成 25 年分確定申告書控えの写し（全ページ）」
- ・該当書類を「保育料算定書類添付票」に貼付してください。（父母ともに必要です。）

口座振替依頼書（保育料を口座振替で納付していただきます。）

- ・市内に本支店のある金融機関をご指定ください。
- ・金融機関届出印を鮮明に押印してください。

添付書類

保育に欠ける理由		必要な書類
現在勤めている(内職を含む)		在職・内職(予定)証明書
勤める予定がある		在職・内職(予定)証明書
自営業・農業等		自営業従事申立書
出産	予定日の前後8週の 属する月が入所可能	出産申立書 《添付書類》母子手帳の父母の氏名記載ページと分娩予定日記載ページのコピー
保護者の疾病		病気等申立書 《添付書類》意見書、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、介護保険被保険者証の写し(1)等のいずれか
家族の看護、介護等		介護(看護)申立書 《添付書類》意見書、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、介護保険被保険者証の写し(1)等のいずれか
求職中	原則1ヶ月間のみ 入所可能	求職活動状況申立書
保護者の就学(通学予定含む)		就学申立書 《添付書類》在学証明書

1 介護保険被保険者証は、介護認定の記載されたものに限りです。

面 談

児童の様子や保育に欠ける状況についてお伺いします。

面談を受けないと入所できないので、必ず面談を受けて下さい。(こども課および入所決定の園)

【面談内容】

申込内容の確認・お子様の発育・健康状態等について簡単な聞き取り

入 所 決 定

面談及び書類審査等の結果、児童の家庭保育が困難と認められた場合に、その程度の高い児童から保育園(所)の入所可能児童数に応じて入所を決定します。保育園(所)の定員に余裕がない場合や保育の体制が整っていない場合は、入所できない事があります。

保 育 料

【保育料算定】

保育料は、原則、父母の所得状況及び児童の年齢等により決定します。ただし、父母以外が家計維持の主体である場合は、家計維持主体者の税額を加えて決定します。

なお、住宅取得特別控除、配当控除及び外国税額控除等の税額控除は適用になりません。

年少扶養控除廃止に伴う保育料の影響について

平成22年度税制改正における年少扶養控除等の廃止による影響が生じないよう、保育所入所申込書に記載された年少扶養の状況にもとづいて所得税額を再計算し、これらの廃止がないものとして決定します。

該当者は、申込書の税法上の扶養者を記載する欄(記入例 及び 欄)に、必ず記載をお願いします。

(記載がない場合は、調整ができないことがあります。)

【在園中の保育料】

各月の1日時点で在園している場合は、登園の有無にかかわらずその月の保育料を全額納付していただきます。

なお、正当な理由がなく保育料を滞納した場合は法的処置を執りますので、保育料は期限内に納入してください。

そ の 他

【保育時間】

原則 午前8時30分～午後5時まで

勤務の都合等で延長を希望される方は、午後7時まで延長保育を実施しています（公郷保育所を除く）。ただし、別途料金が必要です。朝の延長保育については、園によって異なります。

【入所年齢】

おおむね、6ヶ月から小学校入学前まで

なお、津山乳児保育園は2歳児未満まで、城西保育園は2歳児以上からです。

【同一世帯から2人以上の児童が保育園（所）又は幼稚園等に入所している場合】

保育料の2分の1（第2子）全額（第3子以降）の減免が受けられます。

減免を受けるには、在園証明書の提出が必要な場合がありますので、該当者は証明書を提出してください。

兄弟姉妹が通園しているところ	在園証明書について
保育園（所）	不要
公立幼稚園	要（ただし証明印は不要）
私立幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部	要
障害児通所支援事業所	通所受給者証または福祉サービス受給証の写し

証明書の様式は、こども課または保育園（所）にあります。

【平成25年1月2日以降に津山市に転入してこられた方】

転入してこられた方については、転入日に応じて次の書類が必要です。

（1）平成25年1月2日から平成26年1月1日の間に転入された方

・平成25年度市町村民税所得課税証明書（平成24年中所得）

（平成25年1月1日時点の住所地の市町村役場で取得してください。）

（2）平成26年1月2日以降に転入された方

・平成25年度市町村民税所得課税証明書（平成24年中所得）

（平成25年1月1日時点の住所地の市町村役場で取得してください。）

・平成26年度市町村民税所得課税証明書（平成25年中所得）

（平成26年1月1日時点の住所地の市町村役場で取得してください。）

この証明書が取得できるのは平成26年6月1日以降です

【お問い合わせ先】

〒708-8501

岡山県津山市山北520 津山すこやか・こどもセンター1階

津山市役所 こども課幼児教育係

電話 0868-32-7028

申込記入例

記入に不備がないように、必要な欄全てに記入してください。

平成 25 年 11 月 15 日
保護者 住所 津山市 山北 520

様式第1号 (第2条関係)
津山市長 殿

保育所入所申込書兼継続入所確認書 (新規・継続・転園)

保育所の入所につき次のとおり申込みます。
なお、保育料決定に当たり、所得額の決定のため、児童の世帯員の所得状況について照会することに同意します。

保育の実施を希望する期間 (平成 26 年 4 月 1 日 ~ ④ 小学校就学前まで) 平成 年 月 日

希望保育所名	第1希望	第2希望	第3希望	保育所
フリガナ	〇〇	△△	□□	保育所
氏名	生年月日	性別	勤務先 保育所・幼稚園等名	入所児童の父母及び同居する祖父祖母が 保育できない理由 (該当するものに○をしてください。)
児童名	津山いちご	平成 21 年 1 月 2 日	男	税法上の扶養者 (年少扶養親族の扶養者を含む)
父	津山太助	平成 50 年 5 月 6 日	津山市役所 (32)7028	父・母
母	津山えこ姫	平成 52 年 7 月 8 日	津山銀行 電話 456789	父・母
兄	津山ろくまる	明・大 18 年 3 月 4 日	〇〇小学校	父・母
祖父	津山太郎	明・大 22 年 9 月 10 日	農業	父・母
祖母	津山花子	明・大 23 年 2 月 3 日	津山内職	父・母

※ 住民票が別であっても、同一地番に住所がある場合は記入してください。

父母のいずれかの 住所が津山市以外 の場合は記入して ください。	入所する年の1月1日の住所	入所する前の年の1月1日の住所
父		父
母		母

児童の世帯員以外で父又は母に税法上の扶養親族 (年少扶養親族の扶養者を含む) がいる場合に記入してください。	フリガナ	氏名	生年月日	住所	税法上の扶養者 (年少扶養親族の扶養者を含む)
扶養者	津山ごん太	明・大 10 年 12 月 1 日	岡山県岡山市〇〇 〇〇番地	父	

注意 裏面をよく読んで太線内を記入してください。

認定欄			保育年齢
保	保	保	0・1・2
			3
			4・5

新規に○をしてください。

申込日、保護者住所、氏名、電話番号 (携帯電話を含む) を記入し、押印してください。

開始希望日は、入所希望月の1日を記入してください。終了希望日は「小学校就学前まで」以外の場合は、保育に欠けると見込まれる期間を記入してください。

希望保育所名は希望する順に、必ず第3希望まで記入してください。

児童の世帯員について記入してください。住民票上で世帯が別であっても、同一地番に住所がある場合は記入が必要です。続柄は、児童から見た続柄を記入してください。

就労している、又は就労予定の方は、勤務先及び勤務先の電話番号を記入してください。

自営業の方は業種を記入してください。

内職の方は、主たる発注元を記入してください。

現在無職の方は、「無職」と記入してください。

児童生徒については、園又は学校名を記入してください。未就園の乳幼児については、空欄でかまいません。

入所児童の父母及び同居する65歳未満 (児童の入所月1日時点) の祖父母について、保育ができない理由を記入してください。対象となる方以外 (子どもなど) は、記入不要です。

税法上扶養にとる方について、誰が扶養にとるかを記入してください。

正しく記入されていないと保育料が高く算定される場合があります。

本人に所得がある場合は、その他欄に「本人」と記入してください。

平成26年1月2日以降に津山市に転入してこられた方のみ記入してください。

父母に児童の世帯以外で税法上の扶養親族がいる場合は、記入してください。

例：児童の兄が中学、高校生で岡山市に住んでいる場合など。